

## 第 12 号議案

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、  
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年豊後大野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 運営に関する基準（第 225 条—第 231 条）」を

「 第 4 節 運営に関する基準（第 225 条—第 231 条）

第 1 1 章 雑則（第 232 条）

」

に改める。

第 4 条第 3 項中「責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければ」を「必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 5 項第 1 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 1 号及び」を加え、同項第 2 号中「をいう」の次に「。第 49 条第 4 項第 2 号において同じ」を加え、同項第 3 号中「をいう」の次に「。第 49 条第 4 項第 3 号において同じ」を加え、同項第 4 号中「をいう」の次に「。第 49 条第 4 項第 4 号において同じ」を加え、同項第 5 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 5 号、」を加え、同項第 6 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 6 号、」を加え、同項第 7 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 7 号、」を加え、同項第 8 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 8 号及び」を加える。

第 32 条中「第 35 条」を「第 35 条第 1 項」に改め、同条第 9 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 33 条に次の 1 項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 33 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 3 3 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この項、第77条第1項及び第118条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第1項第1号中「専ら」、「とする。」及びただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」、「とする。」及びただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (6) 指定地域密着型特定施設
  - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (9) 指定介護老人福祉施設
  - (10) 介護老人保健施設
  - (11) 指定介護療養型医療施設
  - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 第1項の規定にかかわらず、前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第57条第9号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、

「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「の訪問介護員等」を「等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」の次に「本文」を加え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないとき」を「オペレーションセンターサービスについて」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第61条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「第20条」の次に「、第33条の2第2項」を加え、「、第35条並びに」を「並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項、」に改め、「第2項」の次に「並びに第41条の2第1号及び第3号」を加える。

第62条の見出しを削る。

第65条の見出しを削り、同条第4項中「の設備」を「に掲げる設備」に改める。

第72条第11号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第73条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第73条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第76条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第77条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第80条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第80条の3中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「、第41条の2、第42条、第44条」に、「及び第62条、第64条、」を「、第62条、第64条及び」に改め、「、第35条」の次に「第1項」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「、第70条第5項及び第73条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「及び第70条第5項中「指定地域密着型通所介護事業者」に、「第79条第2項第2号」を「第71条、第72条第2号、第73条、第75条第1項、第76条第2項第1号及び第3号並びに第79条第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第79条第2項第2号」に改める。

第94条中「次に」を「、次に」に改め、同条第10号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第96条第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第98条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第73条及び第75条」を「第73条、第75条第1項並びに第76条第2項第1号及び第3号」に改める。

第103条第1項中「又は施設」の次に「(第105条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第104条第2項中「第113条第7項」の次に「、第140条第9項」を加える。

第105条第1項ただし書中「する。」を「する。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることができるものとする。」に改める。

第109条第11号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第111条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「関する規程」と、の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第71条」を「第71条、第73条、第75条第1項並びに第76条第2項第1号及び第3号」に、「同条第2項」を「第71条第2項」に改め、「、第73条及び第75条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を削る。

第113条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第114条第3項中「第141条第2項」を「第141条第3項」に改める。

第118条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第131条第11号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第132条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業

計画の終期まで) に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第138条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第71条」を「第71条、第73条、第76条第2項第1号及び第3号」に、「同条第2項」を「第71条第2項」に改め、「、第73条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第140条第1項中「」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第140条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項まで」を「第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第141条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第143条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第147条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第158条において準用する第77条第1項に規定する運営推進会議における評価

第151条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第152条第8号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第153条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第153条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第158条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第71条」を「第71条並びに第76条第2項第1号及び第3号」に、「同条第2項」を「第71条第2項」に、「第133条中」を「同条、第133条及び第135条中」に改める。

第167条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第174条第10号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第175条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第175条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項、第36条第1項及び第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第71条中」を「第71条、第75条第1項並びに第76条第2項第1号及び第3号中」に、「同条第2項」を「第71条第2項」に改め、「、第75条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削る。

第180条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第180条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第180条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第186条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第187条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第192条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第192条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第192条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔<sup>くう</sup>の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 197 条第 9 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 198 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 198 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 200 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 204 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 206 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条」の次に「、第 41 条の 2」を、「おいて」の次に「、第 10 条第 1 項及び第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」とを、「規程」と、」の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改め、「指定居宅介護支援」の次に「(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。第 104 条第 2 項において同じ。)」を加え、「第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 71 条」を「第 71 条及び第 75 条第 1 項」に、「同条第 2 項中「この」を「第 71 条第 2 項中「この」に改め、「、第 75 条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 209 条第 1 項第 1 号ア(イ)中「おおむね 10 人以下としなければならない」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65 平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

第 209 条第 1 項第 1 号ア(ウ)a 及び b を削る。

第 211 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 215 条第 10 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 216 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 216 条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 218 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条」の次に「、第 41 条の 2」を、「この場合において」の次に「、第 10 条第 1 項及び第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」とを、「規程」と、の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改め、「指定居宅介護支援」の次に「(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。第 104 条第 2 項において同じ。)」を加え、「第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 71 条」を「第 71 条及び第 75 条第 1 項」に、「同条第 2 項中「この」を「第 71 条第 2 項中「この」に改め、「、第 75 条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「及び第 5 号」を「、第 5 号及び第 7 号」に改める。

第 220 条第 11 項中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 231 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「、第 42 条」を「から第 42 条まで」に、「、第 131 条から第 135 条まで及び第 136 条」を「及び第 131 条から第 136 条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 71 条」を「第 71 条、第 73 条、第 76 条第 2 項第 1 号及び第 3 号」に、「同条第 2 項」を「第 71 条第 2 項」に改め、「、第 73 条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「及び第 128 条」を「、第 128 条第 2 項及び第 3 項、第 131 条第 2 号並びに第 133 条第 1 項」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 1 1 章 雑則  
(電磁的記録等)

- 第232条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第61条、第80条、第80条の3、第98条、第111条、第138条、第158条、第178条、第206条、第218条及び第231条において準用する場合を含む。）、第145条第1項、第165条第1項及び第184条第1項（第218条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第61条、第80条、第80条の3、第98条、第111条、第138条、第158条、第178条、第206条、第218条及び第231条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。  
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第33条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第61条、第80条、第80条の3、第98条、第111条、第138条、第158条、第178条、第206条、第218条及び第231条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定地域密着型サービス基準条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第34条第3項(新指定地域密着型サービス基準条例第61条において準用する場合を含む。)及び第76条第2項(新地域密着型サービス基準条例第80条の3、第98条、第111条、第138条、第158条、第178条及び第231条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第73条第3項(新指定地域密着型サービス基準条例第80条の3、第98条、第111条、第138条及び第231条において準用する場合を含む。)、第153条第3項、第175条第4項、第198条第3項及び第216条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第192条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第218条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定地域密着型サービス基準条例第192条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 7 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第192条の3(新指定地域密着型サービス基準条例第218条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定地域密着型サービス基準条例第192条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第200条第2項第3号(新指定地域密着型サービス基準条例第218条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 9 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第204条第1項(新指定地域密着型サービス基準条例第218条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 10 当分の間、新指定地域密着型サービス基準条例第209条第1項第1号ア(イ)の規

定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項第3号イ及び第216条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 1 1 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、この条例による改正前の豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第209条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。